

はしがき

本書の前身である『新会社法の基礎』は、平成21（2009）年4月に刊行され、好評を博し、第3版まで版を重ねた。さらに版を重ねることも考えたが、現行会社法が平成18（2006）年に施行されてから、13年近くを経過しており、もはや新会社法とは、呼びにくくなった。

そこで、書名から「新」をとって『会社法の基礎』に改めるとともに、本書の装いを変えて、新たな企画として刊行することとした。執筆陣も新進気鋭の研究者の数を増やしたので、前著に比し新鮮な感覚での記述がなされている。なお、最近の改正点（平成29〔2017〕年の民法改正と同改正に伴う会社法改正）のすべてに触れられていることは、いうまでもない。

本書が、会社法の学習をこれから始めようとする法学部の学生あるいはロースクールの法学未修者を対象としていることは、前著と同様である。それゆえ、会社法の学習において最も重要な会社法の基礎・基本を理解できるようにという本書の目的にも、まったく変更はない。したがって、本書では、その内容が規定（条文）と通説に基づいて、平易・簡潔に記述されている。少数説の細かい内容や執筆者の個人的な見解には、言及をなさず、学説が対立している問題点は、対立しているという事実の記述にとどめている。読者諸君は、本書の内容が、会社法の規定（条文）と通説であるという前提で読み進めていただければよいのである。

内容についてが一番大きな変更は、新たに22の精選した重要判例を〔基本判例〕として取り上げ、事案と判例の要旨を、簡潔に判りやすく述べたことである。本文の記述と連動して把握できるように、判例は本文に近接した箇所配置した。会社法の勉強をするにあたって、あくまで基礎的ではあるが決して無視できない重要判例を一定数網羅したことで、前著よりも、会社法の理解をより深めることができるようになったと確信している。

さらに本書は、平成17（2005）年改正前の商法からの沿革および同改正前の

商法の規定との比較をもふまえて記述されており、これは本書の特色の1つとなっている。

本書の索引の作成については、前著に引き続き、中京学院大学経営学部准教授の高田尚彦氏に担当していただいた。的確な索引の作成に精力的に取り組んでいただいたことを記して、謝意を表したい。

また本書の編集に際しては、前著に引き続き、法律文化社編集部の舟木和久氏に、大変お世話になった。きわめて計画的に無駄なくスムーズに、出版まで我々を導いていただいた。新たな企画のもとに、本書を刊行することができたのも、同氏のご尽力に負うところが大きい。厚くお礼を申し上げる次第である。

平成31（2019）年3月

加 藤 徹
伊勢田 道仁